

「観光ポータルサイト」、「観光案内アプリ」への掲載店舗を募集しています！

☎企画財政課 企画振興係 ☎282-1263
FAX282-2803
E-mail : kikakushinko@town.mifune.lg.jp

4月27日にリニューアルオープンする恐竜博物館を皮切りに、町を訪れる観光客に御船町をより楽しんでもらうため、「御船町観光情報システム（観光ポータルサイト、観光アプリ）」を立ち上げます。

そこで、観光情報システム内で紹介する、町内の食事処や買い物のできるお店（事業所）などを募集しています。

なお、掲載については審査を行います。審査で掲載許可を得た店舗のみが掲載されることになりますので、予めご了承ください。



■提出物

1. 掲載申込書（企画財政課に設置、HPに掲載）
2. 店舗の写真4枚
 - ①店舗の外観、②おすすめ商品、③スタッフ、④商品・メニュー

■申込方法

- ・提出物をE-mailまたは企画財政課企画振興係まで提出。
(可能な限り、データでのご提供をお願いします。)

■対象店舗 町内店舗

■掲載料 無料

たくさんの応募を
お待ちしております！



自治基本条例の素案を検討しています

☎総務課 秘書係 ☎282-1392
E-mail : hisho@town.mifune.lg.jp

御船町みんなでつくる町の基本条例素案検討委員会（中村幸雄委員長）では、地域のつながり（コミュニティ）について議論しています。

「地域の役割は何か」「町はどのようなサポートができるか」を町民チームと町職員チームにわかれて意見交換しました。

今後は、条文にどのように規定していくかを検討する必要があります。

町民の皆様のご意見も随時募集しています。ご意見がある方は、町までお寄せください。

◆町民チーム地域のつながり（コミュニティ）についての意見

こういう役割ならできる

- ・各分野で得意なものを教えられる。
- ・伝統行事は守っていける。
- ・情報提供はできる。
- ・人集めの仕掛けはできる。
- ・地域の祭りは組織でできる。

こういうサポートをしてほしい

- ・サポート課（コミュニティ課）を新しく作ってほしい。
- ・組織・地域を動かすコーディネーターがほしい。
- ・福祉と子育てとのコラボ（つなぐ）祭りのときのお金を産む仕組みの勉強会をしてほしい。（事例）
- ・各地域の担当職員を決めてほしい。（密着）
- ・恐竜に特化した図書館など。ポイントを恐竜にしぼる。
- ・パソコンを使用する場所を考えてほしい。（情報公開コーナーのPC）

◆職員チーム地域のつながり（コミュニティ）についての意見

地域にはこういう役割を担ってほしい

- ・地域のビジョンを作ってほしい。
- ・住民ニーズを吸い上げてほしい。
- ・地域課題を洗い出してほしい。
- ・コミュニティ活動が生きがいや誇りになってほしい。

町は、こういうサポートならできる

- ・きっかけとなる会議の開催
- ・意見収集と計画づくりのお手伝い。
- ・プロジェクターなどの備品の貸し出し。

・自主性を持ってほしい。

- ・規約の作成（案）や作り方についてアドバイスできる。
- ・書類の書き方、会計の仕方等のアドバイスができる。
- ・研修会を開催することができる。

・人材を発掘してほしい。

・人材バンクを作る。

- ・国、県、多自治体、コンサル、業者等、人材をつなげることができる。

・各種団体と連携してほしい。

・各役職や委員を集めることができる。

・災害時に備えた体制をつくってほしい。

・備品等の支援はできる。

・地域の情報を発信してほしい。

・情報の提供はできる。

・地域ビジネスの視点を持ってほしい。 ・自主財源を確保してほしい。

- ・補助制度の紹介はできる。
- ・アイデアやアドバイス、事例を紹介できる。
- ・イベントを開催できる。

・郷土愛を持ってほしい。

平成26年度 国民健康保険証を加入者に郵送しました

☎町民保険課 保険係 ☎282-1113

4月1日から使用できる、国民健康保険証を書留郵便で郵送しました。4月1日以降は、新しい保険証を持って医療機関を受診してください。

現在お持ちの保険証は、4月になって、厳重に破棄してください。

郵送する保険証は2種類

- ・「一般被保険者保険証（藤色）」
- ・「退職被保険者保険証（水色）」の2種類です。

現在の保険証（ピンク色または水色）の有効期限

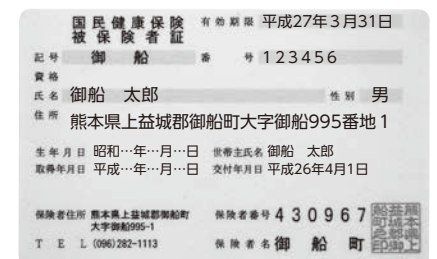
- ・平成26年3月31日まで有効

保険証を郵送していない人

保険税に未納のある世帯へは、保険証の郵送ができません。滞納のある人は保険税を納税し、保険係の窓口で保険証を受取ってください。

保険証を持たずに医療機関を受診した場合

医療費の10割全額自己負担となります。



70～74歳の医療費の窓口負担が見直されます

平成26年度に70歳になる人は、窓口負担が2割負担になります。一定の所得がある場合は、3割負担のままです。

4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人 (誕生日が昭和19年4月2日以降の人)

- ・70歳の誕生月の翌月の診療から、窓口負担が2割になります。（1日が誕生日の場合はその月から）

例平成26年4月5日に70歳になる場合

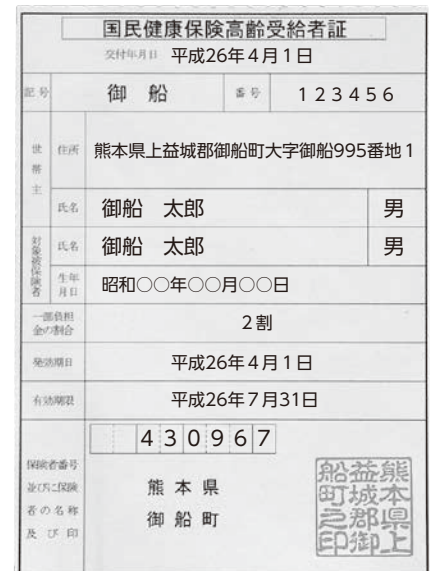
- ・5月の診療から2割負担になります。

例平成26年5月1日に70歳になる場合

- ・5月の診療から2割負担になります。

4月1日までに70歳の誕生日を迎える人 (誕生日が昭和19年4月1日までの人)

- ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割で変更ありません。
- ・平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える場合は、これまでの3割負担から1割負担になります。



70歳到達月に高齢受給者証を郵送

70歳到達月の翌月からは、保険証と高齢受給者証と一緒に医療機関窓口へ提出してください。

今月中旬に高齢受給者証を郵送

平成26年4月1日までに70歳に到達されている人へは、4月1日以降も1割負担となる高齢受給者証を今月中旬に郵送します。

※3割負担の人は、4月以降も現在お持ちの高齢受給者証をお使いください。